

審 査 基 準

令和2年8月24日作成

法 令 名 :	道路交通法
根 拠 条 項 :	第8条第2項
処 分 の 概 要 :	通行の許可
原権者（委任先） :	警察署長 高速道路交通警察隊長
法 令 の 定 め :	道路交通法施行令第6条（通行を禁止されている道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第5条（通行禁止道路通行許可証の様式等） 大分県道路交通法施行細則第7条（警察署長の通行の許可）
審 査 基 準 :	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間 :	5日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先 :	各警察署 高速道路交通警察隊
問 い 合 わ せ 先 :	大分県警察本部交通部交通規制課規制総務係 （電話 097-536-2131 内線5183） 各警察署交通課 高速道路交通警察隊総務係 （電話 097-544-6881）
備 考 :	

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合

2 身体障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で次の(1)～(3)の全てを満たす場合

(1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならない、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。

(2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取り得ない状況にあること。

(3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通安全と円滑を著しく阻害しないこと。

3 1、2のほか、大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）第7条第1項に掲げる事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合

なお、同条第1項第1号の「日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するために車両を使用する必要がある」場合とは、通行禁止道路を車両を使用して通行しなければほかに交通の方法がない場所にある人家、商店、事務所等に新聞、牛乳、プロパンガス等日常生活の必需品を運搬するために車両を使用して通行する場合であって、当該車両の通行を認めないと、その地域住民の日常生活に大きな支障を及ぼすおそれのあるときをいう。

第2号の「冠婚葬祭等社会の慣習上車両を使用する必要がある」場合とは、結婚式、葬儀、祭礼等社会の慣習上、通行禁止道路を車両を使用して通行しなければほかに交通の方法がない場合をいう。

第3号の「業務の遂行上車両を使用する必要がある」場合とは、次に掲げる業務を遂行する上で、通行禁止道路を車両を使用して通行しなければほかに交通の方法がない場合をいう。

ア 建築資材、引っ越しの荷物その他貨物の集配等の運搬を行う業務

イ 幼児専用車（専ら幼児の運送の用に供する自動車を用いる。）による幼稚園児等の送迎その他業務用の専用車両により多数の人の輸送を行う業務

ウ 特殊自動車（特殊作業を行う構造の自動車を用いる。）等を用いて作業を行う業務